

令和7年度第1回岐阜県消費生活安定審議会 議事録
(岐阜県消費者教育推進地域協議会)

日時：令和7年8月27日（水）11：15～12：00
場所：岐阜県庁議会議事堂第1会議室（オンライン併用）

○出席委員名

大藪 千穂 (岐阜大学 副学長 教育学部教授)
西脇 久美子 (養老町立笠郷小学校長)
大成 朋広 (岐阜新聞社生活文化部長兼NIE担当)
磯谷 太一 (岐阜県弁護士会消費者委員会委員長)
三輪 聖子 (岐阜女子大学家政学部教授)
和田 摂子 (岐阜県立岐阜城北高等学校長)
伊藤 善紀 (全国農業協同組合連合会岐阜県本部副本部長)
熊倉 あけみ (岐阜県商工会女性部連合会副会長)
加藤 量子 (岐阜商工会議所中小企業相談所振興部長兼企画振興課長)
脇田 昌也 (岐阜県金融広報委員会委員)
河野 美佐子 (岐阜市生活学校代表)
田中 とも子 (岐阜県地域女性団体協議会理事)
花井 泰子 (消費者ネットワーク岐阜副代表)
林 靖彦 (公募委員)
別宮 理恵 (日本労働組合総連合会岐阜県連合会岐阜地域協議会事務局長)

計 15 名

○議事

- (1) 岐阜県消費者施策実施状況報告
- (2) 岐阜県の消費生活相談窓口における相談状況
- (3) 消費者教育支援専門委員会委員の指名について

○会議録（概要）

事務局	(開会あいさつ)
会長	議事録署名人を指名
事務局	議事（1）岐阜県消費者施策実施状況報告について (資料に基づき説明)
会長	岐阜県消費者施策実施状況報告について、ご意見をお願いします。
委員	ウェブ版消費者教育副読本は、これは中学生向けですか。
事務局	中学校、高等学校、そして、特別支援学校高等部向けの3種類あります。

会長	小学生向けもあったと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	小学生向けには、動画教材を作成しており、県のウェブサイトに掲載しています。
委員	社会科や家庭科では、学習指導要領に基づいて消費者教育についての内容はあります が、そうした動画教材も活用しながら、組み込んでいけるといいのではと思います。また、ウェブ版の副読本等をどれだけの学校が活用しているか、あるいは、周知されているかと感じておりますので、機会のあるときに、積極的に紹介していきたいと思います。 こうした教材の案内はされていたとの記憶はありますが、本当に様々な教育活動がある中では、どうしても埋もれてしまいます。今、社会で問題となっていることに対して早期から、子どもたちに意識づけしていくとか、教育を充実させていくということは本当に大事なことと常々思っておりますので、いろいろなアプローチで取り組んでいけるといいと思っています。
会長	ご意見のとおり、教材等を作成しても、知られていない、あるいは、活用されていない ということでは問題ですので、そうした点を改善していく必要があります。
委員	高等学校では、「おっと落とし穴」の紙ベースのものがデジタルになり、とても活用しやすくなり、多くの学校で使用させていただいている。特に、成年年齢が18歳に引き下げる、いろいろな消費者問題に関わらないようにするために、各学校は工夫しながら、出前授業や講習会などに取り組んでいますが、手口がいろいろ巧妙になってきますので、新しい情報を家庭科や社会科の教員が早く手に入れて、指導していくことが大切だと感じています。また、高等学校では、生徒自身が課題を見つけて取り組むという探究活動が盛んに行われていますので、食品ロスの問題など取り組みやすいものを見つけて実施しています。
会長	貴校において、オンラインで、J－F L E C（金融経済教育推進機構）の講師として消費者教育の講演をさせていただきますので、ご紹介いたします。
委員	今年度、消費者ネットワーク岐阜では、若年者向けの講演を2か所で実施させていただけたので、とても有意義でした。先ほど、岐阜県の協議会、すなわち、高齢者等見守りネットワークが構築されましたので、高齢者等に向けた活動が中心になってくると考えています。県の協議会も、今後、効果的に業務がなされていくのかを注意深く見ていくたいと思います。
委員	J－F L E C（金融経済教育推進機構）の金融経済教育の出張講座は、世代別に、いろいろなメニューで提供しています。学校における金融経済教育では、垂井町立東小学校と県立大垣商業高等学校を研究校として、2年間委嘱して金融経済教育の研究を進めています。また、今年度から県と連携して「金融経済教育」を推進いただけることになり、県民の金融リテラシー向上につながり、関係団体への理解も深めることになり、感謝申し上げます。次に、若手社会人における金融経済教育についてですが、インターネット取引やキャッシュレス決済の急速な普及、金融商品の多様化から、トラブルが頻発しています。若者は投資に興味を持ち始め、いざ始めようとした時に知識が不足してトラブルに巻き込まれることがないよう、金融経済教育を推進しています。このほか、以前は、オンラインの関係で課金トラブルがありましたがあ、最近は、犯罪となるオンラインカジノのことについて、各企業も若手の職員に対して、コンプライアンス部

	門が徹底して注意しているとのことですが、こうしたことに関わるようなことのないよう、金融経済のリテラシー向上にも努めていきたいと思っております。最後に、県、岐阜市、県金融広報委員会、J-FLECが共催して、金融経済講演会を開催します。10月25日にメディアコスモスにおいて、お笑い芸人パックンマックンが、「人生100年時代～上手な貯め方・使い方～」をテーマに講演しますので、ぜひ、多くの方にご参加いただきたいと思います。その際に、大藪会長にも、「岐阜県内の消費者トラブル相談について」をテーマにご講義いただきます。
委員	学生からは、消費者トラブルについてはあまり聞こえてきません。先ほど、消費者教育に関するデジタル広告について、若者をターゲットにスマートフォン等に配信していると伺いましたが、配信される2か月とは、時期的にはいつ頃でしょうか。
事務局	8月の1か月と、年末年始をまたぐ12月中旬からの1か月、配信しています。
委員	消費者トラブルが発生しやすい4月早々もよいのではと思いますが、8月と12月は、何かが増えていくので、発信した方がいいということがあるのでしょうか。
会長	夏休みや冬休みとかいうことで実施されていると思います。4月も大事な時期ですので、予算の面もあると思いますが、ご検討いただければと思います。
事務局	ご指摘のとおり、長期休暇の時期をとらえて配信しているのですが、ご意見を踏まえまして、配信時期につきまして、検討していきます。
委員	食品ロス削減運動に関わりながら、フードドライブの事業を実施していますが、最近、お米を含めて食品価格が高騰しており、集まつくる食品は大変減少してきている状況にあります。一方、マクドナルドのおまけが欲しくてハッピーセットを買って、食品は廃棄処分するという社会情勢もあります。県では、各世代に対して食品ロス削減の意識調査を実施されると記載されておりますので、調査をしながら啓発にもつながればと捉えています。
会長	大事なことです。昔も、ビッククリマンチョコのような事例があった気がします。
委員	先ほどの食品ロスのことに関して、まず、お米以外のことをお話させていただきたい。暑い日が続いているが、この高温が、お米以外の作物に非常に影響しており、例えば、豚肉が非常に高くなっています。人間はエアコンの中で生活できますが、豚はそのように肥育できませんので、餌を食べる量が減り、出産が非常に悪くなっています。また、一般的に高温が続きますと、害虫の発生が増えて、成果物に多くの影響がでています。これは今年だけのことではなく、来年度以降も課題になってしまいますし、世界的にも同じ課題を抱えているということで、食品ロスの関心は年々高まっていき、その対策をしていかなければいけないと思います。
会長	非常に重要な点です。異常気象により、血が出ない、卵が産めないなど、いろいろなこともありますので、そうしたことも含めて、食品ロスのことにつなげて考えられたら良いと思います。
事務局	議事（2）岐阜県の消費生活相談窓口における相談状況 (資料に基づき説明)

委員	説明の最後の方で、融資サービスの相談が増えていると説明されましたが、具体的にどのような内容ですか。
事務局	20歳代から40歳代までにかけましては、融資サービスの相談項目は上位となっています。日本貸金業協会の方も言っておられましたが、コロナ禍で経済活動が停滞気味だったときは、債務に関する相談というのは少なかったですが、経済活動が正常化してきたことに伴いまして、融資サービスに関する相談が増えてきております。また、多重債務とはいえないような債務だとしましても、若い方で、ローンをしていて、返済が心配だというような相談をいただくことがあります。
委員	表4の中で、ネガティブオプションについて、母数は多くありませんが、151%増加しております、具体的にはどういったものが増えていますか。
事務局	コロナ禍の頃につきましては、魚介類などの販売が一時期、増加し、社会問題化するような事態がありました。ただ、最近は、特定商取引法が改正されまして、そうした送り付け販売につきまして、支払義務がないところが明記されましたので、以前のような露骨なものは少なくなってきた印象はあります。ただ、ご本人が申し込んだという認識がないものが届くというようなご相談がよくあります、原因はいろいろあります。が、例えば、親御さんが申し込んでいたものが届いた時に、ご家族がそのことを承知しておらず、申し込んでいないと勘違いされた状況でご相談をいただくこともあります。厳密な意味で、送りつけ販売が増えてきたという傾向は見て取れないのですが、そういったものを心配して、どのような対応をすればよいかなどのご相談をいただくことが増えているのではと考えております。
委員	インターネット通販をされる家族が増えてくると、そうした問題も多くなってきますか。
事務局	家族内でも、インターネット通販で購入されていることは、なかなかわからないような状態になっていると言えるかもしれません。
会長	コミュニケーションが大事だと思います。
委員	20歳未満や20歳代の方から「理美容」の相談が多くなっていますが、具体的にはどのようなことでしょうか。例えば、エステとか、美容室関係でしょうか。
事務局	一番多いのはエステだと思います。脱毛エステ、痩身エステなどの相談です。県内にも脱毛エステを中心に関業している店舗があり、こうしたところの相談が増えております。
委員	この地域では、県民の喫茶店での消費利用金額が多く、全国的に注目されていますが、会長からアカデミックに切り込んだコメントをいただいております。すなわち、この地域の消費者報道としましては、悪質なトラブルというものは縁遠いものになっているかとは思いますが、誰かに見守ってほしいという意識が根強いのではないかという分析をいただいております。本日の消費者安全確保地域協議会の議論とも近いものになっているのではと思っておりました。当所では、引き続き、直接間接的にも啓発等に取り組んでいきたいと考えています。

委員	今回、話題にはなっていませんが、労働側、働く側としては、カスタマーハラスメントが問題になっておりまして、9月6日には、カスタマーハラスメントに関するセミナーを開催予定です。広く皆さんで議論をしていこうと考えていますので、ご紹介させていただきます。
委員	私は、愛知県内の市町村で消費生活相談員をしておりまして、高齢の方は、愛知県に電話するよりも、地元の市に電話して相談される方が多いです。おそらく、県への相談は敷居が高いためか、身近な消費生活センターに電話をしてくる方が多いです。また、相談内容は非常に簡単な質問等が多く、相談いただければ、もちろん対応しますが、日頃の注意喚起をすることがもっと重要だと思います。清須市では、広報紙にいろいろな事例を簡単にまとめて掲載しています。こんなことがあつたらこういう対応をしてくださいとか、まずは、電話をしてくださいといったような内容です。そのように消費者に対して注意喚起をしていく必要があると思いました。
会長	非常に重要なご意見ありがとうございます。どのように広報をしていくかは難しいと思いますが、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。
事務局	議事（3）消費者教育支援専門委員会委員の指名について (資料に基づき説明)
会長	消費者教育支援専門委員会委員について、原案どおり指名してよろしいか。
委員	(異議なし)
会長	それでは、原案通りに指名することにします。 その他、事務局から何かありますか。 ないようですので、これで、本日の議事を終了させていただきます。事務局に進行をお返しします。
事務局	会長、円滑な進行をありがとうございました。また、委員の皆様方には多数の貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。ご意見につきましては、今後の施策推進の参考にさせていただきたいと考えております。それではこれにて本日の日程はすべて終了いたしました。ありがとうございました。